

朝倉市エアコン購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 近年の猛暑による気候変動の影響を緩和するため、エアコンを購入し、及び設置する個人に対し、市が予算の範囲内で交付するエアコン購入補助金（以下「補助金」という。）については、朝倉市補助金等交付規則（平成18年朝倉市規則第44号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「エアコン」とは、天井、壁又は窓枠等に固定して設置する室温冷却機能を有する機器（本体及び附属品）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金を交付する対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次条に規定する補助対象機器を購入し、及び設置する者であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 同一世帯に属する者及び生計同一者全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象機器)

第4条 補助の対象となるエアコンは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 購入したエアコンを自らが居住する市内の住宅に設置するもの
- (2) 新品で購入するもの
- (3) 経済産業省が定める最新の省エネ基準に基づく統一省エネラベル2つ星以上のエアコンであること。
- (4) 令和8年3月1日から令和8年12月25日までの期間に購入し設置が完了していること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、エアコンの購入及び設置工事に要する費用とし、補助金の交付の対象となる数量は1世

帯又は同一住居につき1基までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が自ら設置工事を行った場合は、当該設置工事に要した費用は、補助対象経費としないものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合計額の2分の1とし、補助金の上限は3万円とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該エアコンの購入について、本市が交付する他の補助金等の交付を受けている又は受ける予定がある者は、この補助金の交付対象としない。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付申請をしようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、エアコン購入補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の市税の滞納がないことの証明書の写し又は非課税証明書の写し(発行日から3箇月以内のものに限る。)
- (2) 申請者の住民票の写し(発行日から1箇月以内のものに限る。)
- (3) 領収書等補助の対象となるエアコンを購入したことを証明する書類の写し及び補助対象経費の内訳が確認できる書類の写し
- (4) 製造事業者が発行する保証書の写し
- (5) エアコンの設置状況等が分かる写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第8条 市長は、交付申請書の提出を受けたときは、これを審査し、補助金交付の可否を決定し、エアコン購入補助金(交付・不交付)決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「決定者」という。)であって、決定通知書を受けたものは、補助金を請求するときは、エアコン購入補助金請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の取消し)

第10条 市長は、決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を交付する条件に違反したとき。
- (3) 関係法令又はこの要綱に違反したとき。
- (4) その他市長が補助金の決定を取り消すべき理由があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、エアコン購入補助金交付取消通知書(様式第4号)により決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年3月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。